

議案第 35 号

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

平成 29 年 5 月 10 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 35 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「皆沢運動広場 桐生市梅田町四丁目 6809 番地の 2」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 35 号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例案

木材ストックヤード施設を建設するため、皆沢運動広場を廃止しようとする
ものです。